

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

広島県生活センター

～強引に床下工事をされてしまった～

〈相談事例〉

「排水管の清掃をしませんか」と業者が訪問してきた。清掃後、「水漏れの確認をするので、床下を見せてください」と言うので見てもらったところ、「床下にカビが生えており、そのままにしておくとう家が倒れる」と強引に勧められ、150万円もする調湿剤と床下換気扇の工事を契約してしまった。すでに工事は始まっているが、解約できるだろうか。(60歳代 女性)

〈アドバイス〉

これは、1つの工事をきっかけに他の工事を次々契約させる悪質な手口で、「次々販売」と呼ばれています。

自分の家の柱が「湿気で腐って倒れてしまう」などと言われたら、誰でも動揺します。まして高齢者が、自分では入れそうもない床下にもぐって「カビが生えている」などと不安をあおられると、業者の言うままに契約してしまうケースが多いようです。

訪問販売による契約では、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、この相談者のように、すでに工事を行っていたり、調湿剤をまかれた後でも、クーリング・オフ制度によって無条件に契約を解除することができます。また、違約金等の請求を受けることなく、もとの状態に戻すよう業者に求めることもできます。

たとえ、クーリング・オフの期間を過ぎていても、業者の不適切な勧誘による契約であれば、契約を取り消すことができる場合もありますので、あきらめずに消費生活相談窓口にご相談しましょう。



情報ファイル

～正しい靴の選び方～



日増しに暖かくなり、外を歩くのに気持ちのいい季節を迎えます。しかし、「長く歩くと疲れる」「歩いていると足が痛くなる」などということはありませんか？

靴を選ぶとき、特に若い女性はデザインで選びがちですが、ヒールの高い先の細い靴をはいていて、外反母趾（親指が小指方向へ曲がった状態で固まってしまう）や、ハンマートゥ（指の関節が曲がったままになる）になってしまう場合があります。

また、合わない靴を履き続けていると、姿勢が悪くなったり、血液の流れを悪くして体全体の調子が悪くなることもあります。

特にパンプスは、留め具も締め具もないカットの浅い靴ですので、選ぶときのチェックポイントは、靴の中で足がいかにかかり止まるかの一点に絞られます。

それを確かめるためには、実際に履いて、静止している時と歩行している時の靴のフィットの具合をみる必要があります。

足のサイズを計ったり、アドバイスをしてくれる「シューフィッター」がいる店もありますので、チェックしてもらいたいでしょう。

快適な靴は、歩く楽しみを増してくれますし、歩くことは健康な体づくりの基本です。自分に合った靴を選びましょう。



消費生活相談状況(平成 14 年 12 月) ※2月26日現在確定分

県内の相談窓口で12月中に受付けた消費生活相談は、1,769件ありました。
主な苦情相談は次の表のとおりです。

12月の苦情相談ワースト5

順位	商品・役務	相談件数	主な相談内容
1	情報提供サービス	288	突然有料情報料の請求が携帯電話にかかった。自分が利用した業者かどうかがわからない など
2	融資サービス	238	1年以上前から他県で暮らして連絡がとれない息子の借金の返済を請求されている。怖かったので払うと返事をしてしまった など
3	電話サービス	106	携帯電話を紛失し、その間に誰かに使われてしまった。通話料の請求があったが自分が支払わないといけないか など
4	教室・講座	74	パソコン入力の在宅ワークのために、検定資格をとる講座を電話で勧誘された。高額だが大丈夫だろうか など
5	家具・寝具類	64	布団を点検に来た業者が、今のは不良だと言って羽毛布団を勧め、古い布団を持ちかえてしまった。返して欲しい など

～ お 知 ら せ ～

パネルコーナー 3月展示

～ クリーニングトラブルに気をつけて！ ～

衣更えの季節を迎え、衣類をクリーニングに出すことも多くなります。
クリーニングの基本について知り、トラブルに遭わないように気をつけましょう。



消費者啓発講座

日 時	場 所	テ ー マ	対象者	講 師
3月3日(月) 13:30～15:00	瀬戸田町 林公民館	悪質な商法について	高齢者	消費生活アドバイザー 天野真由美
3月7日(金) 14:00～15:30	東広島市 中央公民館	ヤミ金融 ～その実態と対策～	一般	広島弁護士会弁護士 大村真司
3月7日(金) 13:30～15:00	川尻町 総合文化センター	だまされないで悪質商法	高齢者	消費生活コンサルタント 馬場せつ子
3月20日(木) 10:30～12:00	海田町 蟹原第2集会所	だまされないで悪質商法	高齢者	消費生活アドバイザー 城戸守固

広島県ホームページ

消費生活に関する相談事例や解決策、消費生活上の豆知識などをわかりやすく説明しています。

<http://www.pref.hiroshima.jp/kenmin/seibun/info/top.htm>

広島県生活センター (環境生活部管理総室消費生活室)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階
消費啓発グループ Tel 082-513-2731